## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

< 日付>:5年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ケーズデンキ栗東店 栗東市小柿七丁目 548 番ほか
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
- (1) 国道1号側駐車場出入口においては視界を遮る構造物(大きな看板や高い植え込みなど)を設置しないこと、また、歩行者等の確認のために施設内出入口付近にミラーの設置を検討することをお願いします。
- (2) 市道小柿2号幹線側出入口においては、来客者は入口利用のみであることを示す対策(来客車両口と搬入車両口の分離)をお願いします。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間 栗東市からの意見
- (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

② 縦覧期間 令和5年5月19日から令和5年6月19日まで